

然るに今回我政府の執行せる處置は獨逸當面の敵なる英國に多大の便益を與ふるを以て、或は獨逸は之れを以て獨逸が葡國に加へたる行爲に對する報復なりと曲解すること無しとせず、依て斯かる場合を豫想し英國政府は責任の歸着する所を明にせんが爲め駐葡公使をして千九百十六年二月十七日我政府に左記公文を送致し之れに關する要請を爲し來れり。

以書翰致啓上候陳者船舶不足の結果商業の現狀は益難境に入り、且つ之れが爲めに蒙れる打撃は唯に英國のみならず英國と友好的關係にある諸國の均しく痛感する所に有之候

依て英國政府は右の現狀に鑑み且つ葡國政府が開戦以來その同盟國に表示したる不變の信義に信頼して、葡國政府に對しその諸港灣の繫泊中なる獨逸船舶を徵發押收せんこと並に右船舶を英葡兩國政府の協定せる條件の下に之れを葡國商業上に利用せんことを要求致候

葡國政府より二月二十三日獨國駐劄自國公使に發したる訓令

葡國政府は國家の必要に應じ葡國諸港灣に繫泊中なる獨逸船舶を徵發せり、貴官はその由を獨逸政府に通告し、且つ葡國政府は右船舶乗組員の境遇に對して適當なる措置を執りたること、並に葡國は適當なる時期に於て該船々主に對して適當の賠償を履行する意思を有するものなることを獨逸政府に申入れらるべし。

二月二十七日葡國駐劄獨逸公使ローゼン氏より葡國政府に送致せる回答  
以書翰致啓上候陳者本使は本國政府の命により葡國政府に對し、同政府が國際法の條規に違反して獨逸政府の利益を無視し、豫め、何等交渉する所なく暴力によりて葡國諸港灣に繫留中なる獨逸船舶を拿捕せしことを抗議し、且つ即時該處置を撤回せられんことを要請致候

葡國政府より獨逸駐劄自國公使に發したる訓令(日附缺)

過去十八ヶ月以來葡國諸港灣に繫泊中なりし獨逸船舶は葡國領水内に於て同國政府の保護を享有しつゝありたり。



刻下の状態に於て此等船舶の徵發は、國家の絶対主權の通義により之れを領土内に存在する個人の所有財産に適用し得る所謂徵發の場合に屬するものなり。

換言すれば國家は必要なる場合に何時にても絶対主權の下にその領土内に在る財産を自由に徵發使用し得と云ふ場合に適合するものなり、從て葡國政府は今回の處置により唯その有する權利を行使したるまでにて勿論適法なること明かなり。

葡國は今や船舶不足の爲め海運業全く閉止せんとするの窮境に在りて船舶の必要を感ずること痛切なり、仍て葡國政府は今回の處置に對し充分之れを辯明することを得るものなり、曩きに伊太利政府に於ても船舶不足の結果同國諸港灣に避難中なりし獨逸船舶を徵發せしことありしが、當時獨逸政府は成るべく問題の惹起を防止するに努めたり。

今回葡國政府によりて徵發せられたる獨逸船舶の所有者は適當なる時期に

於て我政府より賠償金を受くべきことを保證せられたり、從て彼等船主は葡國政府の措置により何等其の利益を侵害せらるゝものにあらず。

尙ほ政府の該處置は國際法の條規を參酌して千九百十六年二月七日發布せる法律第四八〇號に基きたるものなり(註該法律により議會は政府に對し食料品の供給に關し全權を政府に委任することを規定したり)獨葡通商航海條約第二條の規定は航海の途中一時碇泊したる船舶を指稱するものにして繫泊中なる船舶に適用すべきものにあらず、若し又該條は繫泊中なる船舶にも之れを適用し得べしとするも、該條は押收せんとする國家に對し豫め被押收者に對する賠償の義務を負ふことを規定したるものなるを以て、右は千九百十六年二月二十三日法律第五條に依りて總ての保證を以て賠償に關する事項を規定したることによりて該條の主旨は履行せられたるものとす。

如上の理由に基き葡國政府は今回の處置により國家經濟上の要求に應ずる爲め當然其の有する權利を行使したるものたるが故に、其の處置を撤回する



こと能はず。

三月九日葡國駐劄獨逸公使より葡國政府に交附したる回答  
以書翰致啓上候陳者本使は本國政府の命により葡國政府に對し左の通告を  
提出致候

葡國政府は開戦以來中立に違反して我が敵國を援助し

一、前後四回に互りてモザンビークに於て英軍隊の通過を許可したり。

二、獨逸船舶に對して石炭の供給を拒絶したり。

三、英國軍艦に對して中立に違反し規定の時間以上葡國港灣に滯泊すること  
を許可したるのみならず、マデイラ島を英國海軍根據地として使用するこ  
とを許可せり。

四、大砲其の地諸種の軍需を聯合軍に賣却し英國に對しては驅逐艇を賣却せ  
り。

五、在モサメデス獨逸副領事の保管する記録文書を押收せり。

一六、其の他明かに阿弗利加に於ける英軍を援助し、獨軍に對抗するの意思を以  
て軍隊を阿弗利加に派遣したり。

七、葡國殖民地官憲は千九百十四年十月十九日獨領東南阿弗利加及アンゴラ  
の國境に於て招待の好辭の下に州知事 *Schulze-Jena* 氏竝に士官二名兵士  
若干名を召喚し、之れをナウリラに拉し去り、適當の理由なくして之を拘禁  
したり、而して彼等が逃亡を企つるや其の内或者は之れを銃殺し又或者は  
之れを拘禁したり。

八、仍て獨逸殖民地軍隊は之れに對する報復的手段を執りたり、實際本國より  
邊隔地にある獨逸殖民地軍隊は葡國の挑戰的態度に鑑み、獨葡兩國が既に  
交戦状態に入りたるものと心得斯かる行爲に出でたるなり、葡國政府は右  
に關して我政府に抗議する所ありたれども、自國が獨逸殖民地軍隊を苦し  
めたる前項の事實に對しては何等言及する所なかりき。

九、加之如上の事實に關聯し獨逸政府が在獨領阿弗利加官憲に對し、葡獨兩國



の關係を明示するの目的を以て暗號電信を發送せんとして葡國政府に之れが仲介を依頼したれども、右に對し何等の回答を發せざりき。

十、葡國政府は開戦以來其の新聞記者並に國會議員を懲罰して獨國に對する讒謗惡罵をなさしめたり、其の一例は千九百十四年十一月二十三日進歩黨首領は葡國各大臣並に外國使臣の臨席せる議會の席上に於て、獨逸皇帝に對し甚しき暴言を放ちたり、而かも議長並に臨席せる各大臣は之れを制止せんともせざりき、而して右に關し議事公報に於ては何等記載する所なかりしを以て、葡國政府に對し葡國駐劄獨逸公使より照會する所ありたれども、之れ亦何等の回答に接せざりき。

## 附 錄 第三

### 一、單獨不講和に關する千九百十四年九月五日

#### の倫敦宣言

下名等は各其の本國政府より正當の委任を受け、茲に左の通宣言す。

英國、佛國及露國政府は現戰爭中は單獨に講和せざる可きことを相互に約す。右三國政府は講和條件を議する場合に於て、何れの同盟國も豫め他の各同盟國の同意を経ずして講和條件を要求せざる可きことを約す。

右證據として下名等は本宣言に署名調印す。

英國 外務大臣 イー、グレ、ー印  
佛國 特命全權大使 ポール、カムボン印



露國特命全權大使 ベンケンドルフ印

### 一、帝國政府の倫敦宣言加盟

英國駐劄佛露兩國大使及英國外務大臣より英國駐劄帝國大使宛公文  
以書翰致啓上候陳者下名等は各其の本國政府より正當の委任を受け、千九百十  
四年九月五日倫敦に於て佛露英三國政府間に調印せられたる宣言に、日本帝國  
政府の加盟することを閣下を経て表明成候様勸誘方同政府に申入るるの光榮  
を有し候

該宣言の文言は次の通に有之候

下名等は各其の本國政府より正當の委任を受け、茲に左の通宣言す。

佛國露國及英國政府は現戰爭中は單獨に講和せざるべきことを相互に約す。

右三國政府は講和條件を議する場合に於て、何れの同盟國も豫め他の各同盟  
國の同意を経ずして講和條件を要求せざるべきことを約す。

右證據として下名等は本宣言に署名調印す。

千九百十四年九月五日倫敦に於て本書三通を作る

佛國特命全權大使 ボール、ガムボン印

露國特命全權大使 ベンケンドルフ印

英國外務大臣 イー、グレイ印

下名等は茲に閣下に向て敬意を表し候敬具

千九百十五年十月十九日倫敦に於て

ボール、カムボン

ベンケンドルフ

イー、グレイ

日本國特命全權大使閣下

英國駐劄帝國大使より英國駐劄佛露兩國大使及英國外務大臣宛公文



以書翰致啓上候陳者千九百十四年九月五日倫敦に於て調印せられたる佛、露、英三國政府間の宣言に日本帝國政府の加盟表明方に關し、閣下等が各本國政府の名に於て且其の委任を受け、本日附貴翰を以て日本帝國政府に勸誘方御申入の趣致敬承候

該宣言の文言は次の通に有之候

下名等は各其の本國政府より正當の委任を受け、茲に左の通宣言す。

佛國、露國及英國政府は現戰爭中は單獨に講和せざるべきことを相互に約す。

右三國政府は講和條件を議する場合に於て、何れの同盟國も豫め他の各同盟國の同意を経ずして講和條件を要求せざるべきことを約す。

右證據として下名等は本宣言に署名調印す

千九百十四年九月五日倫敦に於て本書三通を作る

佛國特命全權大使    ポール、カムボン印  
露國特命全權大使    ベンケンドルフ印

英國外務大臣    イ、グレイ印

右回答として日本帝國政府は本宣言の各條項に充分且完全に加盟すべき旨閣下等に通報方、本使は本國政府より委任を受けたることを茲に申進むるの光榮を有し候

本使は茲に閣下等に向て敬意を表し候敬具

千九百十五年十月十九日倫敦に於て

井上勝之助

英國駐劄佛露兩國特命全權大使閣下

英國外務大臣閣下

### 三、伊國政府の倫敦宣言加盟

伊太利國政府は千九百十四年九月五日倫敦に於て佛、英、露三國政府間に締結せられ、千九百十五年十月十九日日本國政府の均しく加盟したる宣言に加盟する



ことに決したるに付、下名等は各其の本國政府より正當の委任を受け、茲に左の通宣言す。

佛、英、伊、日、露五國政府は現戰爭中は單獨に講和せざるべきことを相互に約す。右五國政府は講和條件を議する場合に於て、何れの同盟國も豫め他の各同盟國の同意を経ずして講和條件を要求せざるべきことを約す。右證據として下名等は本宣言に署名調印す。

千九百十五年十一月三十日倫敦に於て本書五通を作る

- 井上勝之助印
- ベンケンドルフ印
- ポール、カムボン印
- イト、グレロ印
- イムベリアリ印

#### 四、白耳義政府佛國ル・ハーヴル市移轉

千九百十四年十月十三日佛國政府コムミニケリ。

白耳義政府は其の領土内に於て政權行使の爲め必要なる一切の自由を有せざるに至りたるを以て、佛蘭西國の好意に依り其の本據をル・ハーヴル市に轉ずるの希望を表白したるが、共和國政府は其の王國政府のル・ハーヴル遷居を歓迎するに滿腔の熱誠を以てするは、佛國政府が白耳義軍を視ること猶ほ佛蘭西軍の如くなると同然にして、王國政府に對しては其の圓滿無礙の主權と共に政府の權利義務の完全なる行使を保障すべき旨即刻回答せり、海軍大臣は白耳義政府出迎の爲にル・ハーヴル市に赴きたるが、同政府は本日同地來著の筈なり。

白耳義政府當局一行ル・ハーヴル來著の當日、同國首相兼陸軍大臣ド・ブロッタツナル氏と佛國大統領及首相との間に交換せられたる電報。



## 白國首相發電

王國政府は武運の致す所友邦大國民の領域内に遷移するの已むなきに至りたる時期に於て、最も敬虔なる感謝の情を同國元首に致すの光榮を有す、同政府は正義の勝利に對する不磨の信念を表白し敢て之を受納せられむことを閣下に請ふ、政府は佛蘭西國が英露兩國と合體して右正義の爲めにする健闘奮戦の勇者たることを欣幸とするものなり。

## 佛國大統領答電

曩に國王アルベール陛下に對し親しく言明したる通り、國家の獨立及萬國公法の侵害を防衛するが爲め、斯く忠勇義烈の範を示したる名譽ある國民の政府を本日我國土内に款待せむとするは、佛蘭西國の最も本懐とする所なり。共和國政府は白耳義の利害と佛蘭西の休戚とを同一視し、王國政府がル・ハーウル市に於て其の權力を自由に行使せむが爲め必要なる一切の手段を取りたり。吾人が終局の勝利を收むべき見込の確實なる一事は、貴國に取りても

現に猶ほ敵軍占領中の佛國諸州に於けると同様、一時の艱苦を輕減すべく、貴我兩國は此の難關を出て、愈々鞏固に又兩國親交の一層密なるを致すべきなり。

## 白國首相發電

白耳義王國政府は共和國政府の款待到らざるなき接遇に對し感佩措く能はず、謹んで謝恩の微衷を諒せられむことを閣下に請ふ。白耳義國が律義、名譽及自由を防衛せむ爲め萬事を犠牲としたるは、佛國下院議長の去八月五日言明せられたる所の如し。政府は其の良心に對し義務を果したるの所信を有するが故に、復何の憾む所あるなく、我等が同盟國と提挈して防衛するの光榮を有する味方の戦勝を疑はざるなり。

## 佛國首相答電

名譽及義務の一念に對し、萬事を犠牲として同盟諸國の爲めに斯くも燦爛たる勤勞を致したる、高貴且つ勇敢なる國民の政府を我國土内に歡迎するは、共



和國政府の誇とする所なり、本大臣は閣下と同じく同盟諸國民の親密なる結合が正義及び公道の終局の勝利を確保すべきことを信じて疑はざるものなり。

### 五、白耳義の政治的及經濟的獨立恢復に關する

#### 佛、英、露三國宣言(白國政府公表)

千九百十六年二月十四日白國駐劄佛、英、露三國公使はサント、アドレス街に於ける白耳義外務省を訪問し、露國公使他二公使を代表し、外務大臣に對して左記宣言を爲せり。

閣下、白耳義の獨立と中立とを保障する條約の記名者たる同盟國は、國際的義務に忠實勇敢なる貴國に對して爲したる約束を、正式の文書に依りて本日更新するに決したり。

因て吾人佛、英、露三國公使は本國政府より正當の委任を受け、左記宣言を爲すの光榮を有す。

保障國たる同盟國は、時期到來せば白國政府が講和談判に参加するが爲めに招請せられ、且つ白耳義が其の政治的及經濟的獨立を恢復し、其の蒙りたる損害を充分に補償せらるゝに非ざれば、戰闘を終了せざるべきことを宣言す。

保障國たる同盟國は白耳義の商業上及財政上の復興を確保するが爲めに、白耳義に其の援助を與ふべし。

#### 白國外務大臣の答辭。

王國政府は本日爲されたる宣言に依りて表明せられたる寛宏なる發意に付、白耳義の獨立の保障國たる貴下等の代表せらるゝ三國政府に對し深く感謝す、本大臣は右に關する白耳義政府の熱烈なる謝意を貴下等に表明す。貴下等の言句は、或は戦線に立ち、或は被占領地内に苦み、或は國外に在りて國土恢復の日を待ちつゝある、勇敢なる全白耳義人の心裡に、顛動的反響を生ずべし。



貴下等より本大臣に與へられたる新たな保障は、白耳義が其の衰崩より救はれ、其の完全なる政治的、經濟的獨立を恢復すべしとの、右白耳義人の不拔の確信を確かむるものなり。吾人の最愛なる國土が不當なる侵犯を蒙るや、吾人は權利擁護の爲めに犠牲を拂ふを躊躇せざりき、吾人は擧て此の權利の勝利を得る迄保障國と共に極力抗爭するの決心を有するが故に、吾人が吾人の公明なる保障國に信賴する如く、貴下等も亦吾人に對して完全なる信任を置かるべきことを述ぶるに依りて、本大臣は全白耳義人の意思を表明せるものと確信す。

白耳義の獨立及中立の保障國にあらざる伊太利は、同盟國が前記宣言を爲すに毫も異議なき旨伊國公使より白國外務大臣に通知せり。  
日本政府亦右と同様の通告を爲せり。

### 六、白領公果の領土保全に關する

### 宣言(白國政府公表)

千九百十六年四月二十九日白國駐劄佛國公使は、左記宣言を白國外務大臣に手交せり。

千八百八十四年四月二十三日、二十四日、千八百九十五年二月五日及千九百八年十二月二十三日の佛白協定、並に公果コンゴに關して千九百十四年九月十九日英國公使より白國政府に致されたる公文に對して佛國政府の爲せる加盟、及千九百十六年二月十四日白耳義の獨立及中立の保障國の爲したる宣言に關聯し、佛蘭西共和國政府は白領公果をして其の現在の版圖を保有せしめ、且つ戰爭中蒙りたる損害に對して特別の補償を此の殖民地に得せしむるが爲めに、講和談判の際王國政府に援助を與ふべきことを宣言す。

同日英露兩國公使は各自國政府が右の宣言に加盟する旨白國外務大臣に通告し、伊國公使及び日本國臨時代理公使は本國政府が右宣言を領承せる旨通知し



たり。  
自國外務大臣は友誼及聯摯の此の新たなる表彰に對し、自國政府の深厚なる謝意を盟盟國代表者に表明せり。

大戦外交史附録終

大正五年十月二十五日印刷

大正五年十月二十八日發行

大戦外交史奥付

定價金貳圓五拾錢



著者

長岡春一

發行者

上原好雄

印刷者

高橋郡二郎

印刷所

株式會社 秀英舎 第一工場  
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所

東京市麴町區下二番町六十八番地  
振替口座東京六〇二〇番

外交時報社出版部

電話番町五〇二九番



東京帝國大學  
法科大學教授

法學博士立作太郎先生著

(再版)

# 戰爭と國際法

菊版背革上製箱入  
總紙數六百二十餘頁  
全壹冊  
定價金參圓五拾錢  
郵税金貳拾錢

## 內容目次

|             |            |
|-------------|------------|
| 第一章 戰爭の觀念   | 第一節 戰爭の定義  |
| 第二章 國際法の範圍  | 第一節 國際法の範圍 |
| 第三章 戰爭の目的   | 第一節 戰爭の目的  |
| 第四章 國際法の條約  | 第一節 國際法の條約 |
| 第五章 戰爭の禁止   | 第一節 戰爭の禁止  |
| 第六章 戰爭の宣戦   | 第一節 戰爭の宣戦  |
| 第七章 戰爭の制限   | 第一節 戰爭の制限  |
| 第八章 戰爭の終結   | 第一節 戰爭の終結  |
| 第九章 戰爭の賠償   | 第一節 戰爭の賠償  |
| 第十章 戰爭の人道   | 第一節 戰爭の人道  |
| 第十一章 戰爭の中立  | 第一節 戰爭の中立  |
| 第十二章 戰爭の海軍  | 第一節 戰爭の海軍  |
| 第十三章 戰爭の空軍  | 第一節 戰爭の空軍  |
| 第十四章 戰爭の陸軍  | 第一節 戰爭の陸軍  |
| 第十五章 戰爭の商船  | 第一節 戰爭の商船  |
| 第十六章 戰爭の領土  | 第一節 戰爭の領土  |
| 第十七章 戰爭の領海  | 第一節 戰爭の領海  |
| 第十八章 戰爭の領空  | 第一節 戰爭の領空  |
| 第十九章 戰爭の領水  | 第一節 戰爭の領水  |
| 第二十章 戰爭の領島  | 第一節 戰爭の領島  |
| 第二十一章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第二十二章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第二十三章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第二十四章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第二十五章 戰爭の領島 | 第一節 戰爭の領島  |
| 第二十六章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第二十七章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第二十八章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第二十九章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第三十章 戰爭の領島  | 第一節 戰爭の領島  |
| 第三十一章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第三十二章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第三十三章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第三十四章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第三十五章 戰爭の領島 | 第一節 戰爭の領島  |
| 第三十六章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第三十七章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第三十八章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第三十九章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第四十章 戰爭の領島  | 第一節 戰爭の領島  |
| 第四十一章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第四十二章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第四十三章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第四十四章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第四十五章 戰爭の領島 | 第一節 戰爭の領島  |
| 第四十六章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第四十七章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第四十八章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第四十九章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第五十章 戰爭の領島  | 第一節 戰爭の領島  |
| 第五十一章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第五十二章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第五十三章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第五十四章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第五十五章 戰爭の領島 | 第一節 戰爭の領島  |
| 第五十六章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第五十七章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第五十八章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第五十九章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第六十章 戰爭の領島  | 第一節 戰爭の領島  |
| 第六十一章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第六十二章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第六十三章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第六十四章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第六十五章 戰爭の領島 | 第一節 戰爭の領島  |
| 第六十六章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第六十七章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第六十八章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第六十九章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第七十章 戰爭の領島  | 第一節 戰爭の領島  |
| 第七十一章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第七十二章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第七十三章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第七十四章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第七十五章 戰爭の領島 | 第一節 戰爭の領島  |
| 第七十六章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第七十七章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第七十八章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第七十九章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第八十章 戰爭の領島  | 第一節 戰爭の領島  |
| 第八十一章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第八十二章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第八十三章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第八十四章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第八十五章 戰爭の領島 | 第一節 戰爭の領島  |
| 第八十六章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第八十七章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第八十八章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第八十九章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第九十章 戰爭の領島  | 第一節 戰爭の領島  |
| 第九十一章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第九十二章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第九十三章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第九十四章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第九十五章 戰爭の領島 | 第一節 戰爭の領島  |
| 第九十六章 戰爭の領土 | 第一節 戰爭の領土  |
| 第九十七章 戰爭の領海 | 第一節 戰爭の領海  |
| 第九十八章 戰爭の領空 | 第一節 戰爭の領空  |
| 第九十九章 戰爭の領水 | 第一節 戰爭の領水  |
| 第一百章 戰爭の領島  | 第一節 戰爭の領島  |



354

59



終

